

# 会計・監査 Report

July 2019

vol. 19

## 2020年3月期第1四半期決算における留意事項

2020年3月期第1四半期決算における留意事項としては、2020年3月期より適用される会計基準として、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び「企業結合に関する会計基準」等の改正があげられます。

この他、2019年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、2019年3月期以降の有価証券報告書の記載内容が改正されていますが、これに併せて四半期報告書の記載内容についても改正が行われています。

本稿では、これらの改正内容について解説します。なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

# I. 連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いの改正

2018年9月14日及び2019年6月28日に改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「本実務対応報告」という。)が公表されました。

本実務対応報告では、在外子会社が国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準に準拠した財務諸表を作成している場合、及び国内子会社が指定国際会計基準(IFRS)または修正国際基準(JMIS)に準拠した財務諸表を作成している場合、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるかとされています。

ただし、これら場合においても、一定の項目については、修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう所定の修正を行わなければなりません。

## 1. 2018年9月14日の改正

### (1) 概要

2018年9月14日に改正された本実務対応報告においては、従来修正を求められていた以下①～④に加え、⑤についても連結決算手続上修正を行うべきこととされました。

- ① のれんの償却
- ② 退職給付会計における数理計算上の差異の処理
- ③ 研究開発費の資産計上
- ④ 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
- ⑤ 資本性金融商品の公正価値の事後的変動のその他の包括利益への表示

⑤は、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、当該資本性金融商品の売却を行ったとき、取得価額と売却価額との差額が当期の損益として計上されるよう連結修正を求めるものです。

なお、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の定めまたは国際会計基準第39号「金融商品:認識及び測定」の定めに従い減損処理が必要と判断される場合には、連結決算手続上、評価差額を当期の損失として計上する修正が求められている点に留意が必要です。

また、同時に公表された実務対応報告第24号「持分法適用会社の会計処理に関する当面の取扱い」において、持分法適用会社についても、本実務対応報告に準ずることとされています。

### (2) 適用時期等

#### ① 適用時期

本実務対応報告は、2019年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することとされています。

ただし、修正項目に対応するための整備に一定の時間を要する場合に配慮し、2020年4月1日以後開始する連結会計年度の期首または在外子会社等が初めて国際財務報告基準第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」という。)を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができることとされています。この場合、本実務対応報告を適用していない旨を注記することとされています。

## ②適用初年度の取扱い

本実務対応報告の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされています。

ただし、会計方針の変更による累積的影響額は、当該適用初年度の期首時点の利益剰余金に計上することができるものとされています。この場合、在外子会社等においてIFRS第9号を早期適用しているときには、遡及適用した場合の累積的影響額を算定する上で、在外子会社等においてIFRS第9号を早期適用した連結会計年度から本実務対応報告の適用初年度の前連結会計年度までの期間において資本性金融商品の減損会計の適用を行わず、本実務対応報告の適用初年度の期首時点で減損の判定を行うことができるとされている点に留意が必要です。

## 2. 2019年6月28日の改正

### (1) 概要

2019年6月28日に改正された本実務対応報告では、IFRS第16号「リース」(以下、「IFRS第16号」という。)及び米国会計基準会計基準更新書第2016-02号「リース(Topic842)」(以下、「Topic842」という。)を修正項目として取り扱わないことが明確化されました。

これは、IFRS第16号が2019年1月1日以後開始事業年度の期首から、Topic842が2018年12月15日以後開始事業年度から、それぞれ適用が始まっていることから、これらの基準を対象に、修正項目として追加する項目の有無について、基本的な考え方が日本基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点から検討を行った結果、新たな修正項目の追加は行わないこととしたものです。

### (2) 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後適用するものとされました。

## II. 企業結合に関する会計基準等の改正

2019年1月16日に改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」が公表されました。

### 1. 改正の概要

条件付取得対価の会計処理に関連して、対価の一部が返還される場合の取扱いについて明確にするために、本改正は行われました。

具体的には、条件付取得対価について、対価の一部の返還を受ける場合、追加的に交付または引渡しを行う場合と基本的に同様に処理することが明示されました。

したがって、対価の一部の返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価の金額を取得価額から減額し、のれんを減額、もしくは負ののれんを追加認識することとなります。これらののれんまたは負ののれんは、企業結合日時点で認識または減額されたものと仮定して計算し、追加認識または減額する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理します。

## 2. 適用時期等

### (1) 適用時期

2019年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される組織再編から適用されます。

### (2) 適用初年度の取扱い

適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う必要があります。

また、適用前に行われた組織再編は従前の取扱いを継続し、遡及的な処理は行わないこととされている点に留意が必要です。

## Ⅲ. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正

「会計・監査Report vol.14」で解説しているとおり、2019年1月31日に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、2019年3月期以降の有価証券報告書等について記載内容の改正が行われています。

この改正に伴い、2020年3月期以降の四半期報告書についても記載事項の改正が行われており、その概要は以下のとおりです。

### 1. 2020年3月期第1四半期から適用される改正

2020年3月期第1四半期の四半期報告書から適用される改正は以下のとおりです。

なお、この他、2019年5月7日に改正府令(令和元年内閣府令第2号)が公表され、企業内容等の開示に関する内閣府令や財務諸表等規則等の各種様式における「平成 年」という記載が「年」に改められていることから、四半期報告書の作成にあたっては、和暦と西暦のいずれも使用できることが明確化されています。

| 項目   | 内容   | 記載上の注意                         |
|------|--|--------------------------------|
| 一般事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記</li><li>換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記</li></ul> | 第四号の三様式(1)b<br><br>第四号の三様式(1)c |

## 2. 2020年3月期第1四半期から早期適用可能な改正

2020年3月期第1四半期の四半期報告書から早期適用可能な改正は以下のとおりです。また、これらの改正を早期適用する場合には、その旨を記載することも有用と考えられます。

| 項目                               | 内容  | 記載上の注意                         |
|----------------------------------|---|--------------------------------|
| 事業等のリスク                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業等のリスクとして記載する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について、以下を例示列挙して明示               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 連結会社の経営成績等の異常な変動</li> <li>- 特定の取引先・製品・技術等への依存</li> <li>- 特有の法的規制・取引慣行・経営方針</li> <li>- 重要な訴訟事件等の発生</li> <li>- 役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等</li> </ul> </li> <li>提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(重要事象等)が存在する場合に、従来、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】において記載していた「当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」を、【事業等のリスク】に移動し、重要事象等が存在する旨及びその具体的な内容と併せて記載</li> </ul> | 第四号の三様式(7)a<br><br>第四号の三様式(7)b |
| 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | <ul style="list-style-type: none"> <li>前事業年度の有価証券報告書に記載した「会計上の見積りや見積りに用いた仮定」の記載について、重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載</li> </ul>  | 第四号の三様式(8)a(a)                 |

以上

## 太陽有限責任監査法人

公認会計士 高橋康之

text : yasuyuki takahashi